



新発田市U・Iターン 就職推進家賃補助金のご案内

新発田市内へのU・Iターンによる就職を促進するため、市内の企業への就職に伴って、新潟県外から転入し、賃貸住宅へ居住する従業員を雇用する企業の支払う住宅手当の一部を補助します。

補助金額	企業の支給した家賃額の1/2(上限2万円) ※申請人数に応じ、金額を調整(減額)する場合があります。
補助期間	従業員が次の全ての要件を満たした月の翌月から24か月(1日付けで満たした場合は当月)
補助対象者	<p>以下の<u>すべての要件を満たす従業員</u>を雇用する、新発田市内に本社、本店または支店を有する企業もしくは個人事業主</p> <ul style="list-style-type: none">□ 令和6年4月1日以降、新たに常用雇用者として雇用されていること。□ 雇用された日の前90日から後90日の間に新潟県外から転入を行っていること。□ 雇用された日の前90日に新潟県内の企業に常用雇用者として雇用されていないこと。□ 交付申請後2年間以上、市内に居住の意思があること。□ 交付申請時において、市内への就職から6か月を経過していないこと。□ 転入日前2年間、市内に居住していないこと。□ 企業の経営を担う役職(代表者、取締役等)に就いていないこと。□ 賃貸住宅の賃貸借契約における契約者本人であること。□ 交付申請時において市税等を滞納していないこと。□ 新発田市暴力団排除条例(平成24年新発田市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に所属し、又は暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められないこと。□ 他の公的制度による家賃等助成を受けていないこと。□ 同一世帯に属する全ての者が過去に本補助金の交付を受けていないこと。 <div style="border: 2px solid orange; padding: 10px; margin-top: 10px;"><p>※以前から新発田市内に住民登録を行っていても、交付申請までの2年間、実態として新潟県外に居住していることが証明できれば対象とします。</p><p>◆県外居住証明の例</p><p>在学証明書、従前の住所に届いた郵便物や光熱水費の明細など (従業員本人の氏名が記載されたもの)</p></div>

補助対象となる物件	<p>新発田市内に所在する賃貸住宅</p> <p>※社宅、事務所の寮、市営住宅などの公共的な住宅は対象外です。</p>
申請の流れ	
必要書類	<p>申請の際に提出が必要な書類は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 新発田市U・Iターン就職推進家賃補助金交付申請書(別記第1号様式) <input type="checkbox"/> 家賃を支払う従業員一覧 <input type="checkbox"/> 従業員を常用雇用者として雇用したことが証明できる書類 <input type="checkbox"/> 従業員が転入まで新潟県外に居住していたことが分かる書類 <input type="checkbox"/> 従業員が転入前2年間市内に居住していないことが分かる書類 <input type="checkbox"/> 従業員が居住する賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し及び当該賃貸借に係る賃借料が分かるものの写し <input type="checkbox"/> 新発田市U・Iターン就職推進家賃補助金誓約書(交付申請用)(別記第2号様式) <input type="checkbox"/> 従業員の納税証明書(滞納がないことを確認するもの) <input type="checkbox"/> 従業員の住民票(市内での住民登録が確認できるもの) <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類
申請受付期限	<p>令和7年2月28日(金曜日)まで</p> <p>※本事業は予算の範囲内で実施するものです。予算上限に達し次第、受付終了となります。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・申請の際は、「新発田市U・Iターン就職推進家賃補助金交付要綱」も併せてご覧ください。 ・交付決定後の実績報告等の手続きについては、交付決定通知と併せてお知らせします。 ・申請の内容に偽りや不正があった場合または本補助金要綱に違反した場合は、交付決定を取消すことがあります。 ・その他、ご不明点等は下記問い合わせ先にお気軽にお問合せください。

問い合わせ先

〒957-8686 新発田市中心3-3-3 ヨリネスしばた6階
 新発田市商工振興課 工業振興係
 電話 0254-28-9650(直通)
 FAX 0254-28-9670